

留萌市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

令和6年11月25日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行の確保及び職員への不正な圧力の排除を図るため、通話録音装置の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 市庁舎及び市保健福祉センターと外部との間における電話機での通話内容を自動的に録音し、又は記録する機器をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(録音データの管理)

第3条 録音データは、市庁舎等において通話録音装置を管理する所管課の長（以下「管理担当課長」という。）が適切に管理するものとする。

(通話録音装置の使用等の公表)

第4条 管理担当課長は、通話録音装置の使用等について、市のウェブサイト等により公表するものとする。

(個人情報保護)

第5条 管理担当課長は、個人情報保護について、関係法令等を遵守し、通話録音装置の運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 管理担当課長は、録音データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 通話した者から当該録音データの提供を求められたときは、その通話の相手方となる課等の長において、関係法令等の規定に基づき、適切に対応するものとする。

(録音データの保存期間)

第6条 録音データの保存期間は、通話の日から30日間とする。ただし、当該保存期間中に電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされたときは、その日までとする。

(録音データの提供)

第7条 課等の長は、次のいずれかの場合であって必要があるときは、通話録音データ提供依頼書（別記様式第1号）により、当該録音データの提供を管理担当課長に依頼するものとする。

- (1) 留萌市情報公開条例（平成11年留萌市条例第33号）による情報の開示の請求

及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）による保有個人情報の開示の請求に対応する場合

- (2) 脅迫、恐喝その他不当要求行為に該当する場合であって、刑事事件その他の争訟に発展するおそれがあると認められる場合
- (3) 通話の内容について民事訴訟その他の争訟手続において証拠を保全する必要があると認められる場合。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要がある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、録音データの提供が必要と認められる場合
(録音データの保存)

第8条 前条の規定により依頼を受けた管理担当課長は、相当と認める場合は、当該依頼に係る通話録音装置の録音データを特定の上、依頼をした課等の長に交付するものとする。

- 2 前項の録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、内容の変更等をしてはならない。

(録音データの保存期間)

第9条 課等の長は、前条の規定により管理担当課長から交付を受けた録音データについて、保存された日から起算して5年間を限度として保存することができる。ただし、管理担当課長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第10条 録音データは、通話録音装置の設置の目的以外に利用し、法令に基づく場合を除き第三者へ提供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月8日から施行する。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

通話録音データ提供依頼書

管理担当課長 宛

課（室）長

下記の通話録音データの提供を依頼します。

記

通 話 日 時	年 月 日 時 分頃
通 話 時 間	約 分
相手先電話番号	
通話担当者氏名	
通話時内線番号	
利 用 目 的	
備 考	